

身体的拘束最小化に関する方針と取り組みについて

1. 基本方針（原則として身体的拘束を行わない方針）

当院では、患者さんの尊厳を守り、安全で質の高い医療を提供するため、原則として身体的拘束を行わない方針をとっています。

身体的拘束は、患者さんの身体的・精神的負担を大きくし、生活機能の低下を招く恐れがあるため、安易な実施はいたしません。ただし、患者さんの生命を守るために緊急やむを得ない場合（「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をすべて満たす場合）に限り、ご家族へ実際に使用する用具を見ていただきながら具体的な説明を行い、同意をいただいた上で、必要最小限の範囲で実施することがあります。

2. 身体的拘束最小化に向けた取り組み内容

当院では、病院全体で身体的拘束を最小化するため、以下の取り組みを行っています。

【推進体制の整備】：

「身体的拘束最小化チーム委員会」を設置し、各病棟での実施状況の把握や、拘束を解除・軽減するためのケアの検討を定期的に行っています。

【職員への教育・研修】：

全職員を対象として、身体的拘束の弊害や代替ケア（環境調整や見守りの強化など）に関する研修を年2回以上実施しています。

【代替案の検討とアセスメント】：

点滴を抜いてしまう、転倒のリスクがある等の場合でも、すぐに拘束に頼るのではなく、服薬の調整、つなぎ服以外の工夫、センサーマットの活用など、個々の患者さんに合わせた代替手段をチームで検討します。

3. 身体的拘束の実施状況

当院における身体的拘束の実施状況（直近のデータ）は以下の通りです。

対象期間：直近3ヵ月間(2026.2~2026.4)

実施率：入院患者のうち、やむを得ず身体的拘束を実施した患者割合

	HCU	障害者	一般
4月	33%	12%	3%
3月	19%	9%	5%
2月	14%	16%	6%

主な理由：生命維持に必要なカテーテル・人工呼吸器等の自己抜管防止、および転倒・転落による重大な受傷を防ぐため。